

# お知らせ

## 平成28年度 健康保険法の一部改正等について

負担の公平化、持続可能な医療保険制度の構築をめざして、  
次のとおり改正施行されることになりました

### 標準報酬月額の上限の引き上げ（平成28年4月から）

標準報酬月額の上限（改正前：47等級 121万円）の上に3等級区分が追加され、  
上限が50等級 139万円になります。

(改正前)			(改正後)		
等級	標準報酬月額	報酬月額(円)	等級	標準報酬月額	報酬月額(円)
1	58,000円	～ 63,000	1	58,000円	～ 63,000
2	68,000円	63,000～	2	68,000円	63,000～
<hr/>					
46	1,150,000円	1,115,000～	46	1,150,000円	1,115,000～
47	1,210,000円	1,175,000以上	47	1,210,000円	1,175,000～
			48	1,270,000円	1,235,000～
			49	1,330,000円	1,295,000～
			50	1,390,000円	1,355,000以上

### 標準賞与額の上限の引き上げ（平成28年4月から）

標準賞与額の上限額について、年度における標準賞与額の累計額（改正前 540万円）  
が、573万円になります。

(改正前)	(改正後)
標準賞与額年間累計 上限:540万円	標準賞与額年間累計 上限:573万円

### 傷病手当金・出産手当金の日額の見直し（平成28年4月から）

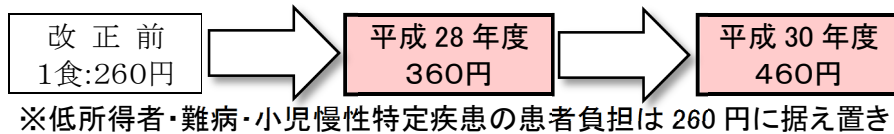
傷病（出産）手当金の支給日額が、支給開始日以前12か月における標準報酬月額の  
平均額から算出した額になります。

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{支給対象日の属する月の標準報酬月額}} \div 30 \times \frac{2}{3} = \boxed{\text{支給日額}} \\ \downarrow \\ \boxed{\text{支給開始日の属する月以前直近の継続した}} \\ \text{※12か月間の標準報酬月額の平均} \div 30 \times \frac{2}{3} = \boxed{\text{支給日額}} \end{array}$$

※12か月に満たない場合は、①支給開始日以前直近の継続した各月の平均か、②前年度9月の  
全被保険者の平均の、いずれか少ない標準報酬月額から算出した額

### 入院時食事療養費の引き上げ（平成 28 年 4 月から）

入院時食事療養費の患者負担額が、食材費相当額に加え調理費用も含めた額に段階的に引き上げられます。



### 紹介状なしで大病院を受診する場合の定額負担の義務化（平成 28 年 4 月から）

紹介状なしで、特定機能病院および 500 床以上の病院に受診された場合に、一部負担金とは別に一定額（初診 5,000 円以上、再診 2,500 円以上）の追加負担が義務付けられます。

### 患者申出療養の創設（平成 28 年 4 月から）

国内で未承認の医薬品などを保険外併用療養として使用したいなどの患者のニーズに  
応えるため、患者からの申出により治療の選択肢を拡大する制度が創設されます。

### 海外療養費の支給申請にかかる添付書類について（平成 28 年 4 月から）

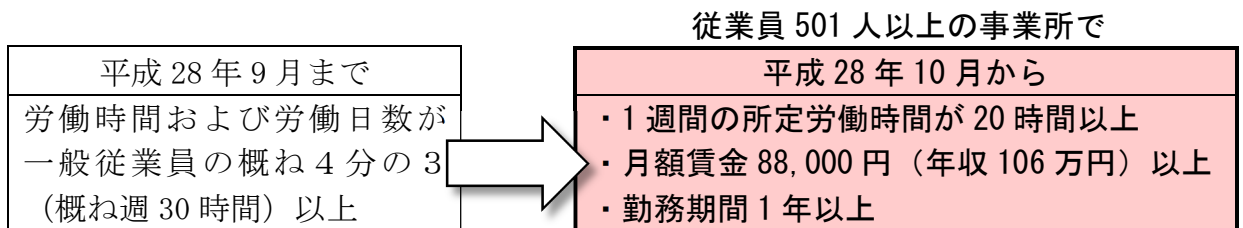
海外療養費の支給申請をされる場合、新たに次の書類が必要となります。

- ①パスポート・航空券等、海外渡航の事実確認ができる書類の写し
- ②健保組合が療養を受けた海外の医療機関に申請内容を照会することへの同意書

## 平成 28 年 10 月から

### 短時間労働者の社会保険適用拡大

パート・アルバイト（学生は除く）など短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の適用が拡大されます。



### 兄弟の扶養認定における同居要件の撤廃

兄弟を被扶養者とする場合、被保険者と同居していることが条件となっていたますが、平成 28 年 10 月以降は同居要件が撤廃され、生計維持関係の条件のみになります。